

静岡市規則第28号

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則をここに制定する。

令和7年3月28日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例（平成15年静岡市条例第128号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条の規定により静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド（以下「グラウンド」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用しようとする日の1月前までに清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、グラウンドの利用を許可したときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(利用料金の承認手続等)

第4条 指定管理者は、条例第11条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認証（様式第4号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証をグラウンドを利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第5条 条例第11条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第11条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(利用料金の還付の基準等)

第6条 条例第11条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) グラウンドの利用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) グラウンドの利用の許可を受けた者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

2 指定管理者は、条例第11条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第4条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(指定管理者の指定の申請書類)

第7条 条例第12条の規定による申請は、清水蛇塚スポーツグラウンド指定管理者指定申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画書(様式第6号)
- (2) 清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画に関する収支予算書(様式第7号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第8条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とグラウンドの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項

- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
 - (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 事業報告に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、グラウンドの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者
名 称
代表者氏名

申請者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電 話

清水蛇塚スポーツグラウンドを利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人	
1	利用施設		※
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金
	照明施設		利 用 料 金
2	利用施設		※
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金
	照明施設		利 用 料 金
3	利用施設		※
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	利 用 料 金
	照明施設		利 用 料 金
※ 利用料金合計		円	

（注）※印欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

指定管理者
名 称
代表者 氏 名 印

清水蛇塚スポーツグラウンド利用許可書

年 月 日付けで申請のあった清水蛇塚スポーツグラウンドの利用については、次のとおり許可します。

利 用 目 的			
利 用 責 任 者			
利用予定人員		一般 人 生徒等 人 70 歳以上の者 人 合計 人	
1	利用施設		利 用 料 金 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
2	利用施設		利 用 料 金 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
3	利用施設		利 用 料 金 円
	利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	照明施設		照 明 施 設 利 用 料 金 円
許 可 の 条 件	1 静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則及び係員の指示事項を守ってください。 2 利用後の整理、整頓は全て利用者が行ってください。		利用料金合計 円
(注) 1 本書をもって領収書に代えます。 2 利用の際は、本書を係員に提示してください。			

様式第3号（第4条関係）

清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

指定管理者
名 称
代 表 者 氏 名

清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金について承認を受けたいので、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

清水蛇塚スポーツグラウンド利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった清水蛇塚スポーツグラウンドの利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- （1）承認額に基づき利用料金を決定してください。
- （2）利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第5号（第7条関係）

清水蛇塚スポーツグラウンド指定管理者指定申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地（法人以外の団体にあつては、その代表者の住所）

申請者 名 称

代表者氏名

電 話

静岡市清水蛇塚スポーツグラウンドの指定管理者の指定を受けたいので、静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例第12条及び静岡市清水蛇塚スポーツグラウンド条例施行規則第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第6号（第7条関係）

清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

様式第7号（第7条関係）

清水蛇塚スポーツグラウンド事業計画に関する収支予算書

[illegible][illegible]